

国立大学法人佐賀大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて、学長がこれを増額し、又は減額することができる。としている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長		国家公務員の給与制度を参考とし、平成17年12月から報酬月額約0.3%を引き下げる改正を行った。	
理事		国家公務員の給与制度を参考とし、平成17年12月から報酬月額約0.3%を引き下げる改正を行った。	
理事(非常勤)		改定なし	
監事		国家公務員の給与制度を参考とし、平成17年12月から報酬月額約0.3%を引き下げる改正を行った。	
監事(非常勤)		改定なし	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,210	千円 13,736	千円 5,474	千円 ()		
理事 (5人)	千円 75,139	千円 52,860	千円 21,064	千円 519 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)	10月1日 2名	9月30日 2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 822	千円 810	千円	千円 12 (通勤手当)	10月1日 1名	9月30日 1名
監事 (1人)	千円 13,147	千円 9,384	千円 3,739	千円 24 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,734	千円 1,710	千円	千円 24 (通勤手当)		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	2,230	1 6	H17.9.30		国立大学法人評価委員会による、平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果が、“おおむね計画通り進んでいる”と判断されたことと併せて、当人の勤務実績も良好であったことから、特に増額も減額も行っていない。
理事B	2,039 (53,708)	1 6 (36 4)	H17.9.30		国立大学法人評価委員会による、平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果が、“おおむね計画通り進んでいる”と判断されたことと併せて、当人の勤務実績も良好であったことから、特に増額も減額も行っていない。
監事	千円	年 月			該当者なし

注:理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った総合的な人員計画並びに中期目標、中期計画に掲げる総人件費改革の実行計画を基に、当法人において決定された当初予算の範囲内で適正かつ効率的な人件費管理を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度並びに毎年的人事院勧告を参考とし、対応する職種毎に給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている給与の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	原則として、1年間良好な成績で勤務した者は、1号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠) 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与制度を参考とし、以下の改正を行った。

- ・平成17年12月から、全ての常勤職員の給与月額を約0.3%引き下げた。
- ・平成17年12月から、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げた。
(13,500円 13,000円)
- ・12月期の期末・勤勉手当(ボーナス)を0.03月分引き上げた。
(平均年間支給月数：4.4月分 4.43月分)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,330	44.1	7,106	5,173	66	1,933
事務・技術	326	44.6	5,881	4,282	71	1,599
教育職種 (大学教員)	596	47.7	8,849	6,394	76	2,455
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	251	34.9	5,090	3,801	33	1,289
技能・労務職種	31	47.9	5,282	3,877	80	1,405
教育職種 (附属高校教員)	21	43.5	7,646	5,628	57	2,018
教育職種 (附属義務教育学校教員)	38	40.3	6,730	4,970	79	1,760
医療職種 (病院医療技術職員)	63	44.0	6,031	4,390	62	1,641
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	3	46.8	5,842	4,232	49	1,610
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
非常勤職員	人 28	歳 41.7	千円 3,617	千円 2,841	千円 74	千円 776
事務・技術	人 14	歳 49.9	千円 3,499	千円 2,605	千円 74	千円 894
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 41.5	千円 4,228	千円 3,195	千円 206	千円 1,033
医療職種 (病院医師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 6	歳 25.5	千円 3,046	千円 2,290	千円 38	千円 756
寄附講座教員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

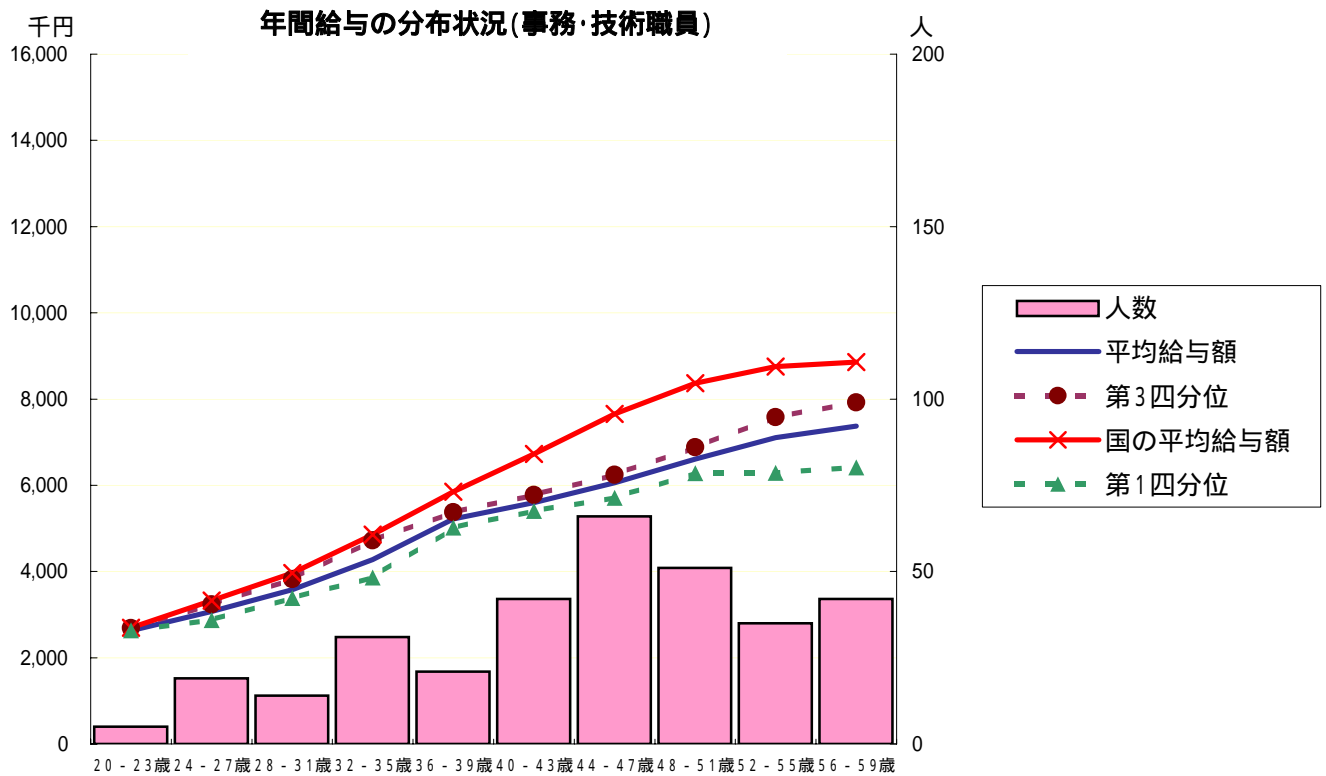
注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

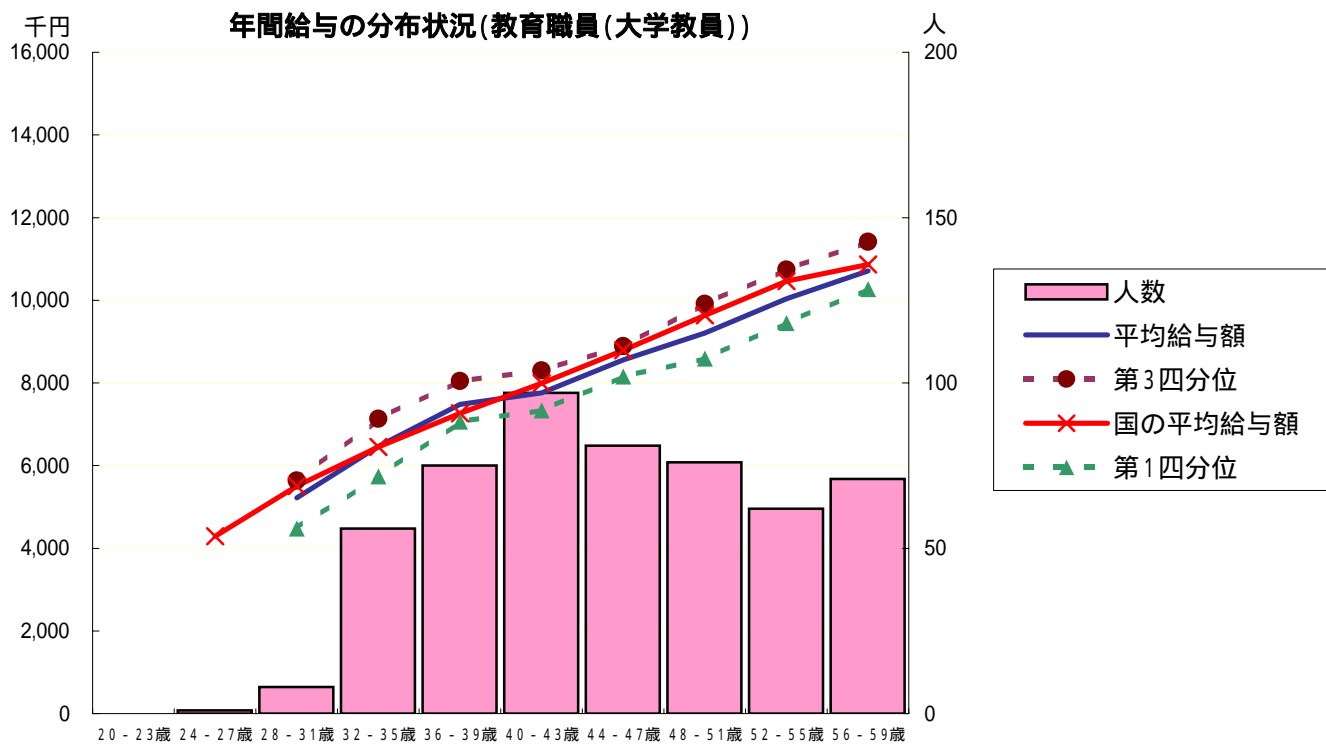
注4:「寄附講座教員」とは、任期付で特定の教育研究に従事する職種を示し、給与体系は教育職種(大学教員)を基準に算定した本給、諸手当、賞与及び退職手当を合算した任期内総収入を当該月数で除した額を月給として支給している。

注5:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)並びに非常勤職員の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種及び寄附講座教員については、各々該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))〔在外職員，任期付職員及び再任用職員を除く。以下，まで同じ。〕

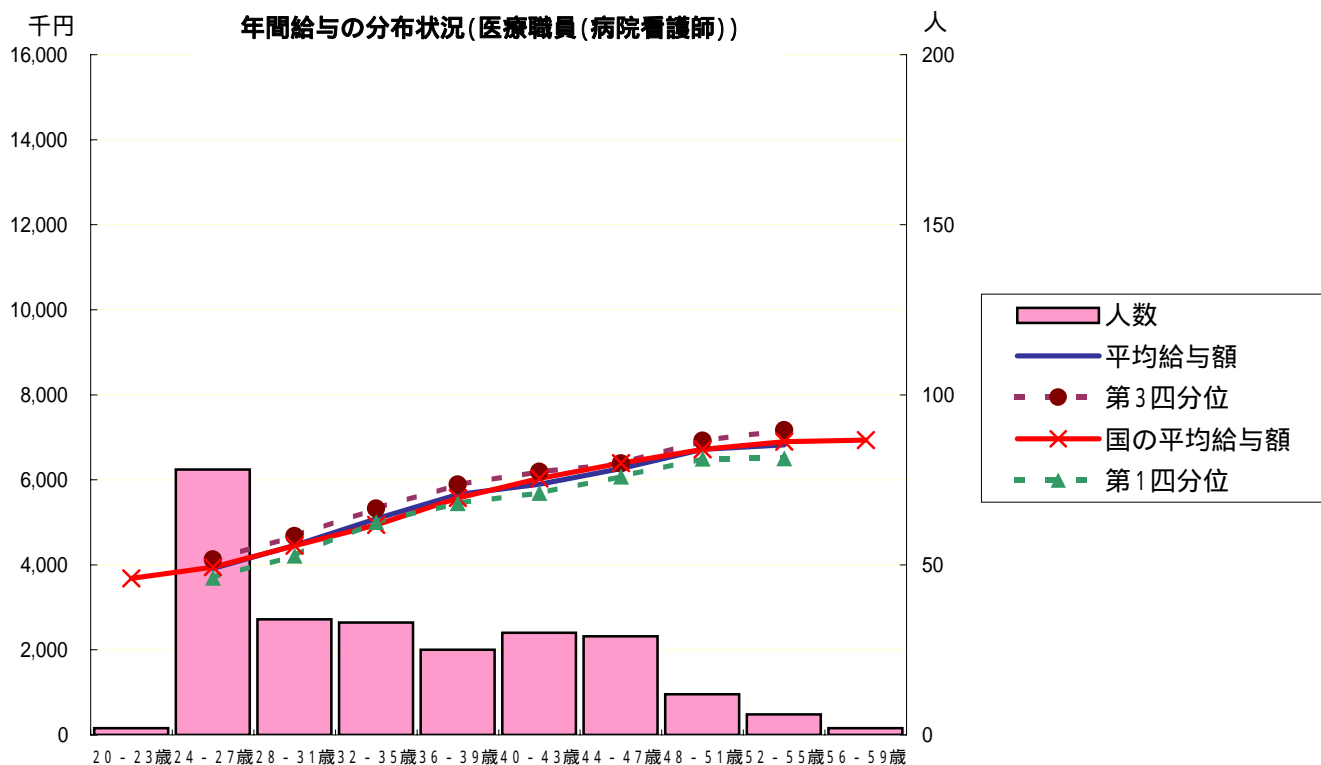


注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下，まで同じ。



注1： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下，まで同じ。

注2:年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 年齢20～23歳及び56～59歳の該当者は各2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	部長	4	57.5		10,643
	課長	20	54.9	7,929	8,302
	課長補佐	26	53.5	6,851	7,081
	係長	150	48.1	5,893	6,212
	主任	74	42.2	5,087	5,307
	係員	52	28.5	2,987	3,402

注1: 部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位は記載していない。

注2: 「課長」には課長相当職である「事務長」, 「課長補佐」には課長補佐相当職である「事務長補佐」及び「技術専門員」, 「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	教授	232	56.0	9,948	10,506
	助教授	185	44.9	7,816	8,297
	講師	52	42.4	7,000	7,680
	助手	119	38.6	6,248	6,853
	教務員	8	39.0	4,480	5,182

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	看護部長	1			
	副看護部長	3	49.2	6,950	
	看護師長	18	45.4	6,197	6,742
	副看護師長	40	42.2	5,547	6,497
	看護師	189	32.0	3,915	4,657

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位は記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	326 (人)	32 (人) (9.8%)	30 (人) (9.2%)	198 (人) (60.7%)	40 (人) (12.3%)	12 (人) (3.7%)
年齢(最高 ~最低)		33 ~ 21 (歳)	49 ~ 28 (歳)	58 ~ 34 (歳)	59 ~ 43 (歳)	59 ~ 46 (歳)
所定内給与 年額(最高- 最低)		3,466 ~ 1,780 (千円)	3,892 ~ 2,408 (千円)	5,319 ~ 3,124 (千円)	5,465 ~ 4,648 (千円)	6,111 ~ 5,120 (千円)
年間給与額 (最高-最低)		4,343 ~ 2,437 (千円)	5,305 ~ 3,296 (千円)	7,210 ~ 4,290 (千円)	7,579 ~ 6,535 (千円)	8,277 ~ 7,193 (千円)

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)	10 (人) (3.1%)	3 (人) (0.9%)	1 (人) (0.3%)	該当者なし
年齢(最高 ~最低)	59 ~ 51 (歳)	58 ~ 56 (歳)	~ (歳)	~ (歳)
所定内給与 年額(最高- 最低)	6,887 ~ 6,119 (千円)	8,537 ~ 7,327 (千円)	~ (千円)	~ (千円)
年間給与額 (最高-最低)	9,251 ~ 8,467 (千円)	11,563 ~ 10,208 (千円)	~ (千円)	~ (千円)

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	596 人	8 人 (1.3%)	119 人 (20.0%)	54 人 (9.1%)	187 人 (31.4%)	228 人 (38.3%)
年齢(最高 ~最低)		52 ~ 26 歳	63 ~ 30 歳	64 ~ 30 歳	63 ~ 34 歳	64 ~ 40 歳
所定内給与 年額(最高~ 最低)		4,632 ~ 2,644 千円	7,044 ~ 3,093 千円	7,432 ~ 3,824 千円	7,869 ~ 4,202 千円	9,316 ~ 5,759 千円
年間給与額 (最高~最低)		6,359 ~ 3,620 千円	8,893 ~ 4,261 千円	9,682 ~ 5,277 千円	10,303 ~ 5,827 千円	12,964 ~ 8,281 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	251 人	該当者なし 人	192 人 (76.5%)	39 人 (15.5%)	16 人 (6.4%)	3 人 (1.2%)
年齢(最高 ~最低)		~ 歳	55 ~ 22 歳	53 ~ 33 歳	57 ~ 38 歳	54 ~ 43 歳
所定内給与 年額(最高~ 最低)		~ 千円	4,812 ~ 2,500 千円	5,176 ~ 3,642 千円	5,302 ~ 4,247 千円	5,068 ~ 4,674 千円
年間給与額 (最高~最低)		~ 千円	6,545 ~ 3,404 千円	7,060 ~ 5,004 千円	7,385 ~ 5,891 千円	7,167 ~ 6,593 千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1 人 (0.4%)	該当者なし 人
年齢(最高 ~最低)	~ 歳	~ 歳
所定内給与 年額(最高~ 最低)	~ 千円	~ 千円
年間給与額 (最高~最低)	~ 千円	~ 千円

注: 6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.9	% 66.6	% 65.8
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.4	% 34.2
	最高～最低	% 42.3～31.7	% 43.1～29.8	% 42.8～30.7
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.5	% 68.7	% 67.6
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 31.3	% 32.4
	最高～最低	% 36.4～30.7	% 34.2～28.8	% 34.2～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.1	% 68.3	% 67.3
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.7	% 32.7
	最高～最低	% 36.4～32.1	% 34.2～30.1	% 34.8～31.1
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.3	% 68.6	% 67.5
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 31.4	% 32.5
	最高～最低	% 36.4～31.0	% 34.9～21.5	% 35.2～27.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	%	%	%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.0	% 68.1	% 67.1
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.9	% 32.9
	最高～最低	% 36.4～30.8	% 34.2～28.9	% 33.8～29.8

注: 医療職種(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))	82.4
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	95.8

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))	97.9
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	96.6

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))	99.9
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	102.8

注1：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2：教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時 (平成16年度)からの増 減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 11,485,567	千円 11,414,338	千円 (%) 71,229 (0.6)	千円 (%) 71,229 (0.6)
退職手当支給額 (B)	千円 736,563	千円 847,957	千円 (%) 111,394 (13.1)	千円 (%) 111,394 (13.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,609,248	千円 1,453,502	千円 (%) 155,746 (10.7)	千円 (%) 155,746 (10.7)
福利厚生費 (D)	千円 1,652,818	千円 1,612,508	千円 (%) 40,310 (2.5)	千円 (%) 40,310 (2.5)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 15,484,196	千円 15,328,305	千円 (%) 155,891 (1.0)	千円 (%) 155,891 (1.0)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、当法人の財務諸表“附属明細書”の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与, 報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての増減要因

「給与, 報酬等支給総額」について、対前年度比 0.6% 増となっているが、これは大学教員の欠員補充を図ったことと、職員の平均年齢が若干(対前年度比 0.13歳)上がったことによる平均給与額のアップが微増要因になったものである。

また、「最広義人件費」について、対前年度比 1.0% 増となっているが、これは上記要因に加え、受託研究等外部資金による非常勤職員(研究補助スタッフ)の増加や、法定福利費のアップが増加要因になったものである。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中長期的観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策として、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減を目指し、当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った組織の改変等を見据えた、総合的な人員計画及び定年退職者の後任不補充も視野に入れた人員管理のルールを策定し、効率的で実効性のある人件費削減に取り組む。

上記を踏まえ、平成21年度までに概ね4%、平成18年度は概ね1%の人件費の削減を図る。

基準年度(平成17年度)の「給与, 報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」について

- ・平成17年度の「給与, 報酬等支給総額」 ... 11,485,567 千円
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 ... 11,840,825 千円

法人が必要と認める事項

特になし